

(4) 日本弁理士会継続研修について（弁理士登録をされている方のみ）

一般社団法人日本知的財産協会は、日本弁理士会継続研修の認定外部機関に認定されております。つきましては、会員所属の弁理士の方々が当協会の認定対象研修コースを申込の際に所定の申請を行い、受講されますと、継続研修の受講として認定されます。

本年度弁理士継続研修の対象コース（申請中）

現在、継続研修の対象として次のコースを2017年度認定対象研修コースとして申請中です。

[2017年度弁理士継続研修の対象コース]（申請中）

	関 東	関 西	東 海
C	C8A, C8B, C10, C11, C15	C8A, C8B, C8C, C10, C11, C15	C8, C15
D	D1, D3, D6, D15	D1, D3, D6, D15	D15
E	E1, E7, E8A, E8B, E8C	E1, E8	
S	S1	S1	
W	WU21, WE21, WA21, WC21, WW26	WU21, WE21, WA21, WC21, WW26	

継続研修の申請及び単位の取得について

継続研修の申請は、受講申込時にお申込ください。研修会予約メニューより対象コースを選択されますと、「受講者情報欄」-「弁理士番号」が入力可能となりますので、ご入力の上、お申込ください。弁理士番号をご入力なく申込を完了した研修会については、継続研修の対象となりません。



申込締切日経過後の申請は、お受けすることができません。

研修会申込時に申請がない場合は、継続研修としての単位を取得することはできません。

●単位の取得について

講義終了後受付にて、受講証明書をお渡しします。受講証明書を受領後、日本弁理士会へ所定の手続を行うことで単位が取得できます。なお、次の場合は受講証明書をお渡しできないため、単位を取得することができません。

- ① 研修会申込時に申請がない場合。
- ② 15分以上の遅刻をした場合。公共交通機関等の遅延等、自己の行為に起因しない理由であっても同様となります。
- ③ 中座・早退した場合。
- ④ 講義終了時に受講証明書を受領しなかった場合。後日配布はできませんのでご注意ください。